

所得税確定申告の受付日程等

【税務署での申告】

相談・受付日	会場	相談時間
2月18日(月)～3月15日(金)	青梅税務署	午前9時～午後5時 (受付は午前8時30分～午後4時)
《休日開庁》 2月24日(日)、3月3日(日)	立川税務署	

※土・日曜日は除く。

※青梅税務署での還付申告は、2月15日(金)以前でも受け付けています。

※2月、3月は青梅税務署の駐車場は身体障害者用車両を除き利用できませんので、お車の場合は河辺駅北口の河辺とうきゅう駐車場を利用してください。

【青梅税務署員等による近隣市町での申告】

相談・受付日	会場	相談時間
2月1日(金)、4日(月)	瑞穂町役場	・午前9時30分～11時 ・午後1時～3時
2月5日(火)	あきる野市五日市出張所	
2月6日(水)～8日(金)	あきる野市中央公民館	

【市役所での申告】

項目		税理士会による申告相談	市職員による申告相談
受付期間 (※土・日曜日は除く。)		2月12日(火)～20日(水) ・午前9時～10時30分 ・午後1時～3時	2月21日(木)～3月15日(金) ・午前9時～11時 ・午後1時～4時
受付場所		市役所第一棟2階会議室	
申告の内容	所得関係	年金・給与所得	○
		事業所得(営業・農業)	○
		不動産所得	※青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ。 ×
	控除関係	医療費控除(セルフメディケーション税制を含む。)	○
		住宅借入金等特別控除	※医療費控除(セルフメディケーション税制)の明細書を作成済みの場合のみ。
その他	譲渡所得(土地・建物・株式等)、過年分、消費税、相続税、贈与税の申告など	× ※市役所では受付できません。青梅税務署に相談してください。	
作成済み確定申告書の提出のみ		× ※原則相談のみとなります。	○

※混雑状況により早めに受付を終了することがあります。

◎住民税(市・都民税)の申告は、別途市役所の開庁時間内に、市役所1階課税課窓口にて受け付けします。

◎2月、3月は大変混雑します。還付申告の方は、1月中に税務署での申告をお勧めします。

【問合せ】 青梅税務署 ☎0428-22-3185

福生市役所 課税課市民税係 ☎042-551-1610